

白岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(建築物の容積率の最高限度) 第5条 略 2～3 略 4 第1項及び第2項に規定する建築物の延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（同法第2条第18号の特定建築物をいう。）の建築物特定施設（同法第2条第20号の建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、移動等円滑化（同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。）の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>で定める床面積は、算入しない。 5 略 6 第1項及び第2項に規定する建築物の延べ面積には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項の認定を受けた計画（同法第31条第1項の変更があったときは、その変更後のもの）に係る建築物の床面積を超えることとなる場合における建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）<u>第7条</u>で定める床面積は、算入しない。	(建築物の容積率の最高限度) 第5条 略 2～3 略 4 第1項及び第2項に規定する建築物の延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（同法第2条第18号の特定建築物をいう。）の建築物特定施設（同法第2条第20号の建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、移動等円滑化（同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。）の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第24条</u>で定める床面積は、算入しない。 5 略 6 第1項及び第2項に規定する建築物の延べ面積には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項の認定を受けた計画（同法第31条第1項の変更があったときは、その変更後のもの）に係る建築物の床面積を超えることとなる場合における建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）<u>第14条</u>で定める床面積は、算入しない。